

別表1

在宅利用料金表(R8.6.1)

D 訪問介護、介護予防日常生活支援総合事業第1号事業訪問事業(訪問介護型サービス) ホームヘルプセンターますだハイツ

1 介護予防日常生活支援総合事業第1号事業訪問事業(訪問介護型サービス)

(単位:円)

区分	内容	基本単位数	介護職員処遇改善加算Ⅰ口(他加算なしの場合)	単位数計	利用者負担額(月額)		
					1割負担	2割負担	3割負担
I	週1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた方	1,176	338	1,514	1,514	3,028	4,542
Ⅱ	週2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた方	2,349	674	3,023	3,023	6,046	9,069
Ⅲ	週2回を超える程度の介護予防訪問介護が必要とされた方	3,727	1070	4,797	4,797	9,594	14,391

2 訪問介護(1身体介護 2生活援助)

(単位:円)

区分	身体介護					生活支援		身体介護後に続き生活支援		利用者負担額		
	20～30分	30～60分	60～90分	90～120分		20～45分	45分以上	20～45分	45～70分	1割負担	2割負担	3割負担
特定事業所加算Ⅱ単位数	268	426	624	714		197	242	340	411	左記単位数の 額の合計	左記単位数を 2倍した額の合 計	左記単位数を 3倍した額の合 計

3 加算内容

(単位:円)

区 分	内 容	単位数等	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
①特定事業所加算Ⅱ(介護)	特定事業所加算の体制要件及び人材要件に該当により所定単位数(料金)の10%を加算(端数四捨五入)	○	○	○	○
②緊急時訪問介護加算(介護)	利用者又はその家族からの要請で居宅介護支援事業所と連携し、居宅サービス計画に事前に計画されていない訪問介護を緊急(24時間以内)に行った場合に1回の要請につき1回を限度に算定	100	100	200	300
③2人の訪問介護員等による場合(介護)	同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して、利用者・家族の同意を得て訪問介護を行った場合は、所定単位数(料金)の200/100(端数四捨五入)を算定	○	○	○	○
④早朝・夜間加算(介護)	午前6時から8時の時間帯又は午後6時から午後10時の時間帯にサービスを行った場合は所定単位数(料金)に25%を加算(端数四捨五入)	○	○	○	○
⑤初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対し、サービス提供責任者が訪問介護もしくは同行した場合に算定	200	200	400	600
⑥中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算の体制要件に該当により所定単位数(料金)の10%を加算(端数四捨五入)	○	○	○	○
⑦介護職員処遇改善加算Ⅰ口	所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数)の28.7%を加算。(この加算は、区分支給限度額基準額の算定対象外)	○	○	○	○

4 介護保険給付対象外サービス

①通常の実施地域以外の地域に居住する利用者の送迎に送迎に要する費用 超えた部分について1km当たり20円